

学校重点目標「気づき、考え、行動する生徒」

札幌市立北白石中学校

「いじめ防止基本方針」



1. 国が定めるいじめの防止等のための対策の基本的な考え方

①「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校における重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」を制定した。

②いじめ防止等の基本理念

国ではいじめ防止対策推進法第 1 1 条 1 項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

③いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

いじめ防止対策推進法では、以下のとおりいじめを定義している。

『いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

(2) いじめについての基本的理解

文部科学省は「個々の行為が“いじめ”に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」としている。

これを踏まえ、いじめか、いじめでないかは、人により感じ方、捉え方が様々であり、万人が共通に、同一の基準で捉えることは難しいが、いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せずに、「いじめかも

しれない」という姿勢で子どもの側に立って対応することがもっとも基本となる。

また、これらを踏まえ、文部科学省から出されている「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」では、以下の5つを意識し、いじめ対策・対応していくことが重要であると述べられている。

1. 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。
2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
4. いじめの問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
5. 家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2. 札幌市におけるいじめの防止等のための対策の基本的な考え方

①「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の制定

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を、より分かりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、平成21年に施行した。

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

②「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

札幌市では、市内全児童生徒を対象として毎年11月に「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施している。平成28年度から平成30年度の本アンケートの結果では、約1割弱の児童生徒が「いじめられたことがある」と回答しており、相当数のいじめが発生していることがうかがえる。さらに、近年ではいじめは、学校内だけではなく、学校外やインターネット上でも発生するなど、形態が多様化している。こうしたことから、札幌市においては、いじめ防止対策推進法及び子どもの権利条例などを踏まえ、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。）を策定している。

③札幌市いじめ防止基本方針の位置付け

札幌市いじめ防止基本方針は、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、市内の学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。

④いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

札幌市では、いじめの防止等の取組として以下の内容を実施している。

○いじめの防止に関すること

- (1)子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の推進
 - ・市内学校への子どもの権利に関するパンフレットの配付など
- (2)市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進
 - ・「豊かな感性と社会性を育む教育」「命を大切にする指導」「道徳教育」の充実
- (3)市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発
- (4)市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進
- (5)学校教育以外の場における取組の推進
 - ・円山動物園における動物の触れ合いなどを通じて命を大切にすることを育む取り組みなど
- (6)研究機関との連携

○いじめの早期発見・いじめへの他所に関すること

- (1)相談支援体制などの整備
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など
- (2)市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施
- (3)インターネットを通じて行われるいじめへの対処
 - ・ネットパトロールの実施など
- (4)市立学校への指導主事等の派遣

○いじめの防止等に関係する機関との連携

- (1)警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携
- (2)いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発
- (3)学校以外の子どもたちが育ち学ぶ施設との連携
 - ・札幌市いじめ対策連絡協議会
 - ・札幌市子どもの命を守る連携協力会議

3. 本校における「いじめ防止基本方針」について

前述した国や市のいじめ防止等についての基本的な考え方を下に、本校における「いじめ防止基本方針」を以下の通り定める。

①本校におけるいじめの防止等についての基本的な考え方

1. いじめについて正しい認識をもち、適切に防止・対応に努める。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを認識し、全教職員でいじめの早期発見と早期対応に努める。また、いじめの相談を受けた場合には、迅速かつ正確に事実確認を行うとともに、いじめられている子を最後まで守るという姿勢と、「いじめは絶対に許されない」という観点から適切に指導を行う。

2. 学校重点目標の実現に向けた取組の充実を図る。

本校の学校重点目標は、「気づき、考え、行動する生徒」の育成である。この目標は、「分かる・できる・楽しい」を目指す教科指導、組織体の一員として常に生徒と向き合う生徒指導、校内生活に規律と秩序を醸成する生徒会指導を軸として取り組むことが確認されている。これらを通して自己肯定感や自己有用感を高めていく指導を進める。

3. 学校、地域、家庭との連携を密にし、子どもと真摯に向き合う。

いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域が連携して推進していくことが大切であることから、学校は情報を地域や家庭に適切に発信し、同一步調で子どもの成長を支援していく。また、日頃から子どもの声に耳を傾け、寄り添う姿勢を大事にすることで、安心安全な学校づくりを目指していく。

②本校におけるいじめ防止等に関する重点的な取組

	重点的な取組	行動計画・行動目標
未然防止	<ul style="list-style-type: none">●教科指導の充実 分かる・できる・楽しい授業づくり●積極的な生徒指導の推進 粘り強く生徒と向き合う教師集団●生徒会活動の充実 生徒同士による努力の成果を評価	<ul style="list-style-type: none">・学びの手引きの活用・わかりやすい授業づくり・授業中のルールの徹底・道徳の指導方法の工夫・命の大切さを学ぶ講演会・生活安全教室、非行防止教室・教職員による朝の玄関指導・情報モラル教育の推進・小中連携の取組・生徒会主催のあいさつ運動・ボランティア活動の取組

	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A との連携の強化 保護者や地域との相互交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会によるいじめ撲滅に向けた取組 ・ P T A 主催のあいさつ運動 ・ P T A 主催の校区内巡視 ・信頼関係の構築 ・青少年健全育成推進会での情報交流
早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"> ●相談活動の充実 ●情報の交流と共有 ●研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間の活用 ・スクールカウンセラーとの連携 ・学年会（定期的） ・日常観察 ・学校生活アンケートの実施 ・定例の学びの支援委員会 ・生徒情報交流ファイルの活用 ・年3回、生徒理解に関する研修会の実施 ・ゲートキーパーとしての素養を身に付ける研修の実施 ・スクールカウンセラー等の外部講師を招いての事例研修の実施
い じ め へ の 対 処	<ul style="list-style-type: none"> ●組織的で迅速な対応 ●再発防止の取組 ●諸対応のふりかえり 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さいことも見逃さない、その場での指導 ・事実確認を的確に行う ・被害生徒への対応 ・加害生徒への対応 ・保護者への対応 ・学級などの集団や目撃者、傍観者への対応 ・指導後の見守りや観察の強化 ・事例の教職員全員による共有と共通理解

③本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- 1 名称 校内いじめ防止対策委員会（兼 学びの支援委員会）
- 2 構成 学校長、教頭、特別支援コーディネーター、生徒指導担当、教務担当、各学年代表、養護教諭、関係担任、S C、相談支援パートナー

3 役割

- (1) 基本方針に基づく行動計画や行動目標を具体化し、その実施の母体となって年間計画の作成と実行、および検証を行う。
- (2) 生徒や保護者、教職員からの相談連絡の窓口となる。
- (3) 生徒理解に資する研修会を企画し、運営する。
- (4) 情報の収集と記録、および共有と保管を行う。

役職	役割分担
学校長（総責任者）・教頭	<ol style="list-style-type: none"> ① 方針の明確化 ② 組織の活性化 ③ 対策委員会の招集 ④ 保護者対応 ⑤ 外部機関などとの連携 ⑥ マスコミ対応
生徒指導 特別支援教育 コーディネーター	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報の集約 ② 指導・支援の指示 ③ 保護者対応 ④ 生徒指導（事情聴取・説諭・心のケア） ⑤ 管理職への報告 ⑥ 校内研修の充実
教務	○ 時間割の調整など、教育課程に関わる部分の調整など
各学年	<ol style="list-style-type: none"> ① 担任のフォロー ② 生徒指導（事情聴取・説諭・心のケア） ③ 保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問・来校依頼など） ④ 指導後の観察 ⑤ 学年全体への指導
養護教諭	<ol style="list-style-type: none"> ① 生徒の来室状況や会話等の情報提供 ② 生徒指導（事情聴取・説諭・心のケア）
関係担任	<ol style="list-style-type: none"> ① いじめの早期発見・事実確認 ② 対策委員会への報告 ③ 生徒指導（事情聴取・説諭・心のケア） ④ 保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問・来校依頼など） ⑤ 指導後の観察 ⑥ 学級への指導
S C 相談支援パートナー	<ol style="list-style-type: none"> ① 被害・加害生徒へのカウンセリング ② 対応への指導・助言 ③ 生徒の状態把握と情報提供

※重大事案発生時は、危機管理委員会メンバーが主体となる。